

IV 学校指定用品

1 学校指定用品とは

学校指定用品とは、保護者が購入する学用品等のうち、教育活動上の必要性から全校又は学年等の単位で色、デザイン等を統一するため、学校が特定の製品や販売業者等を指定し、又はあっせんするものをいいます。

学校指定用品は、学校が保護者から経費を集金しないため、現金出納などの会計事務は生じませんが、これらの選定等については、それぞれの学校の実態に応じ校長の責任と権限に基づいて行うものであり、次のことに留意して事務処理を行う必要があります。

2 用品指定及び業者選定の基本的な考え方

(1) 保護者負担の軽減及び利便性の確保

- ① 保護者負担の軽減…指定の必要性を検証し、不要な指定は行わないようにします。また、安価で耐久性がある製品を指定します。
- ② 利便性の確保…購入時に生徒、保護者が遠方まで出向かなくてよく、また紛失時等にすぐに納入できる業者を選定します。

(2) 販売業者決定に当たっての手續の公正、公平の確保

後述の見積合せ方式やコンペ方式など競争原理の導入により価格の低廉化を図るとともに、決定手續の公正、公平を確保します。

(3) 文書管理の徹底と説明責任の履行

学校指定用品の事務処理については、すべて文書により起案、決裁等の処理を行い、保護者等に対して常に明確な説明ができるようにしておく必要があります。

教職員全員が保護者等に対して指定理由等を明確に説明できるように、周知徹底を図ります。

また、用品指定に関する書類は、会計年度終了後5年間保存します。

(4) 組織的な対応による事務処理

校長、副校長・教頭、事務長、各教科主任等による協議体制を確立し、組織的な事務処理を行うようにします。

3 保護者等への説明

(1) 用品選定に係る保護者等からの意見聴取

学校の説明責任の観点から、用品の指定協議に保護者等の意見や要望が反映されるように努めるとともに、機会を捉え説明することはもとより、アンケート調査を実施するなど、学校の実情に即した方法により、保護者等から意見を聴取するようにします。

なお、説明会等を実施した場合は、議事録を作成し説明資料とともに保管します。

(2) 指定用品のリサイクル

保護者等の経済的負担を少しでも軽減する観点から、生徒が卒業し使用する見込がない用品の無償提供を受け、在校生及び入学生への活用を図るなど、校内リサイクルへの協力を呼びかけるなどの工夫を行うことも必要です。

4 学校指定用品に関する組織

学校指定用品に関する重要な事項を検討、協議するための望ましい組織のあり方については次のとおりです。

各学校においては、運営委員会など既存の組織を活用したり、新たに組織を設置するなど、それぞれの実態に応じた取組が考えられますが、いずれの場合も各教科の教員だけで決めてしまうことなく、学校指定用品に関する組織として学校内での位置付けを明確にし、その中で十分な検討や協議を行う必要があります。

また、学校指定用品を購入するのは保護者であり、保護者の意見や要望が反映できる仕組みについても工夫を講じることが大変重要です。

(1) 用品指定委員会

用品指定に関する基本的な事項や方針を検討、協議する組織です。

① 構成員

校長、副校長・教頭、事務長、事務職員、担当教科の主任等

なお、当該委員会の開催時に、必要に応じ保護者代表の意見聴取の機会を設けることとします。

② 開催時期、開催回数

翌年度新入学生の用品指定に間に合う時期に、適宜開催します。

③ 業務内容

ア 翌年度新入学生の指定用品に係る企画立案（指定内容等に係る情報収集、検討資料の作成、必要に応じてアンケートなど在校生、保護者からの意見聴取を実施する。）

イ 各品目指定の是非の検討（見直し又は廃止を含む。）

ウ 指定内容の検討（販売業者の指定の有無、指定する用品の色や購入価格の目安など）

(2) 業者選定委員会

用品指定委員会の検討及び協議の結果等に基づき、指定する用品の販売業者選定に関する検討、協議及び決定を行います。

① 構成員

校長、副校長・教頭、事務長、事務職員、担当教科の主任等の中から校長が指名する者

② 開催時期、開催回数

ア 見積合せ、コンペ等参加販売業者の選定時

イ 指定販売業者の決定時等随時

③ 業務内容

- ア 販売業者決定方法の検討、決定（見積合せ方式、コンペ方式等）
- イ 指定の候補となる製品あるいは製品仕様書の検討、作成
- ウ 納期、納入場所（学校内、各店舗）、指定の年数、アフターケア等の契約条件等の決定
- エ 参加販売業者の選定
- オ 業者事前説明会の開催
- カ 見積合せ等販売業者決定手続の執行
- キ 販売業者の決定等

5 用品を指定する場合の留意点

(1) 用品指定についての検討

用品指定についての検討は、「用品指定委員会」が行います。

まず、学校として用品を指定するかどうか、また、指定した場合、販売業者を指定するかどうかことが事務処理としての出発点となりますので、「2用品指定及び業者選定の基本的な考え方」を踏まえ、次の項目を参考として十分な検討を加えてください。

(2) 用品指定に関する点検の目安

- ① その用品を指定することが生徒指導や教科指導上の教育効果を高める上で不可欠かどうか（学校が特定用品を指定（統一）する客観的、合理的理由があるかどうか。）。
- ② その用品の使用頻度はどうか。
- ③ 指定理由を生徒、保護者に明確に説明できるかどうか。
- ④ 生徒・保護者からの意見が何らかの形で取り入れられているかどうか。
- ⑤ その用品を一般市場で購入することが困難であるかどうか（近隣の販売業者の有無等）。
- ⑥ その用品を一般市場で購入すると価格が高いかどうか（学校指定により競争する場合の購入価格と市中で購入する場合の購入価格の比較等）。
- ⑦ その用品に学年色、スクールカラーを使用しなかった場合、生徒指導に著しく支障があるかどうか。
- ⑧ 体操服については特注品ではなくできるだけ簡潔なデザインであり、高価な仕様にならないように配慮されているかどうか。
- ⑨ 生徒1人当たりの指定用品の購入費用が近隣校と比べて高価でないかどうか。

(3) 販売業者を指定する場合の事務処理

販売業者の指定は、「業者選定委員会」が行います。

① 販売業者決定方法

次のような方法が考えられますが、導入に当たっては、各学校の実態に応じた十分な協議、検討が必要です。

ア 見積合せ方式

学校があらかじめ一定の製品を見積参加業者に提示し、当該製品について見積合せを行い、最低価格の見積業者に決定する方法で、価格のみが販売業者決定の要件となるものです。できるだけ多くの販売業者を参加させるためには、同一メーカーの製品に偏らないよう複数のメーカーの製品による同等品の選定を行い、参加業者に提示しておくことになります。

また、一つの製品を指定し見積合せを行う方法もありますが、この場合は、同製品を取り扱う販売業者が複数あるかどうかポイントとなります。

いずれにしても、この方式による場合は、当該製品を指定用品として選定した合理的な理由（指定用品選定理由書（参考例1））が必要です。

イ コンペ方式

学校があらかじめ一定の仕様を見積参加業者に提示し、これに基づき、製品見本及び見積書等を提出させ、見積価格、機能、デザイン、耐久性等を総合的に検討した上で、販売業者を決定する方法です。

この方式による場合は、デザインなど価格以外の要素も販売業者決定の要件となるため、販売業者決定に当たっては合理的な理由（見積価格・品質比較一覧表（参考例6）及び販売業者決定理由書（参考例7））が必要です。

そのためには決定のための判断材料である価格、機能、デザイン等の基準を点数化するなど客観的かつ明確にしておくことが重要です。

② 見積合せ等参加販売業者の選定

以下の手順に従って選定を行います。

ア 見積合せ方式の場合の同等品等の決定及びコンペ方式の場合の製品の仕様作成（他校の指定用品との価格均衡についても考慮します。）

イ 納期、納入場所（学校一括販売か店舗販売か）、指定の期間（年数等）、破損時、紛失時のアフターケア等の条件の決定

ウ 見積合せ等参加販売業者の決定（最低3業者以上、選定の合理的理由）

○作成文書

- ・指定用品選定理由書…見積合せ方式の場合に作成します（参考例1）。
- ・指定用品仕様書…コンペ方式の場合に作成します（参考例2）。
- ・見積条件等決定書（販売業者決定方法、納期、納入場所、指定の年数、アフターケア等）（参考例3）
- ・参加業者選定書（選定理由記載）（参考例4）

③ 見積合せ等参加販売業者への通知、事前説明会の開催

参加販売業者に対しては、できるだけ一堂に会し、次の条件等について事前説明を行うことが望ましいものと考えられます。

ア 見積条件等の説明

販売業者決定方法、納期、納入場所、指定の年数、アフターケア等

※学校指定用品をまとめて購入する場合、数量減少の可能性及び返品の方

能性があることを販売業者へ説明し応じるよう要請すること。

※大分県暴力団排除条例にかかる誓約書の提出を求めること。

イ 同等品、仕様等の説明

○作成文書

- ・見積依頼通知

④ 販売業者の決定

製品見本や見積書等関係書類の受領は、事務室で行います。

また、見積合せ方式による場合は、参加業者が一同に会して行うことが望ましいものと考えられます。

○作成文書

- ・見積合せ進行次第
- ・見積等結果一覧表…見積合せを行った場合に作成します（参考例5）。
- ・見積価格・品質比較一覧表及び販売業者決定理由書…コンペを行った場合に作成します（参考例6、参考例7）。

⑤ 販売業者の決定の通知

○作成文書

- ・販売業者決定通知書

⑥ 契約

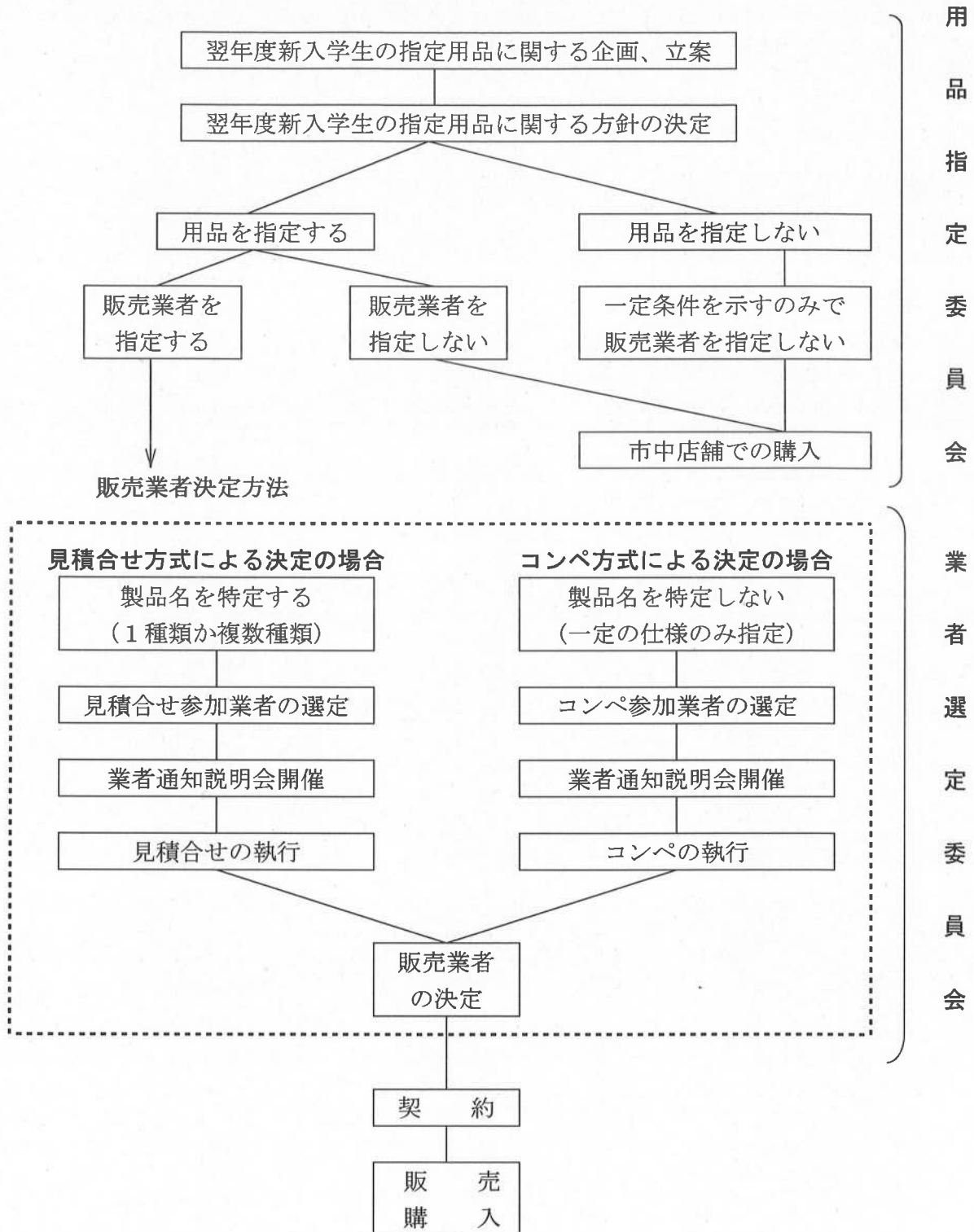
校長と販売業者の間で契約書の締結を行うことも考えられますが、両者の間で金銭等の授受がないことから、販売業者から納入引受書等の書類を徴取することも一つの方法です。

○作成文書

- ・納入引受書（参考例8）

(4) 事務処理の流れ

※体操服、シューズ等（制服以外）



※なお、学校指定用品についての保護者の代表者等への説明は、学校取扱金の説明の時期に併せて行います。

6 制服指定の基本的な考え方

制服には学校のシンボルという一面があり、素材やデザイン等の仕様を一旦決定すると体操服などの指定用品と違ってかなり長期（中には開校以来同じ制服という学校もある。）にわたり使用されるという特殊性を持っており、その取扱いについては学校により大きく異なっています。

しかしながら、相当の保護者負担が伴う学校指定用品であることに変わりはなく、他の指定用品と同様、前記「2用品指定及び業者選定の基本的な考え方」及び「5（2）用品指定に関する点検の目安」に基づき、用品指定委員会等において保護者等の意見を聴くことにより適宜見直し等を行い、販売業者の指定については業者選定委員会の活用などにより適正な事務処理を行う必要があります。

また、モデルチェンジを行う場合は、保護者の代表等も構成員に含む「制服検討委員会」などを設置し、デザイン等の決定から販売業者の決定に至る一連の手続について慎重に検討する必要があります。

（1）制服を現行どおりとし、モデルチェンジを行わない場合

男子冬服の既製詰め襟服についてはデザインが全国的に標準化されているため、店舗によりそれほど差違がなく市中の販売店で生徒、保護者が市場価格を判断して自由に購入しており、学校が関与していない現状にあります。

一方、オーダーメイドの制服については、従来から採用してきたデザインの同一性の保持、短い納期での大量の納入などの制服特有の厳しい納入条件から市場販売になじまないため1者から3者程度の特定販売業者が受注している学校がほとんどです。

なお、他の販売業者の参入希望があった場合、価格面に加えこれらの納入条件をクリアできるのであれば新規参入を認めている学校もあります。

販売業者の指定方法としては、見積合せを行い最低価格を提示した業者を指定する方法や、学校側であらかじめ購入価格の上限を設定しておき、見積合せにおいてその範囲内で価格を提示した業者すべて、あるいはあらかじめ決めておいた一定の業者数だけを指定する方法などが考えられます。

いずれにしても、生徒、保護者の経済的負担の軽減及び利便性の確保などの観点から競争原理等を導入していく必要があります。

（2）制服のモデルチェンジを行う場合

次の二つの方法が考えられますが、コンペを行う場合には、価格以外の合理的かつ具体的な選定基準を設定することや販売業者から提示されたモデルについて生徒や保護者から幅広く意見を聴くことが必要であり、見積合せを行う場合には、学校が独自に詳細な仕様を決定する必要があります。

（3）事務処理の手順等

① コンペを行う場合

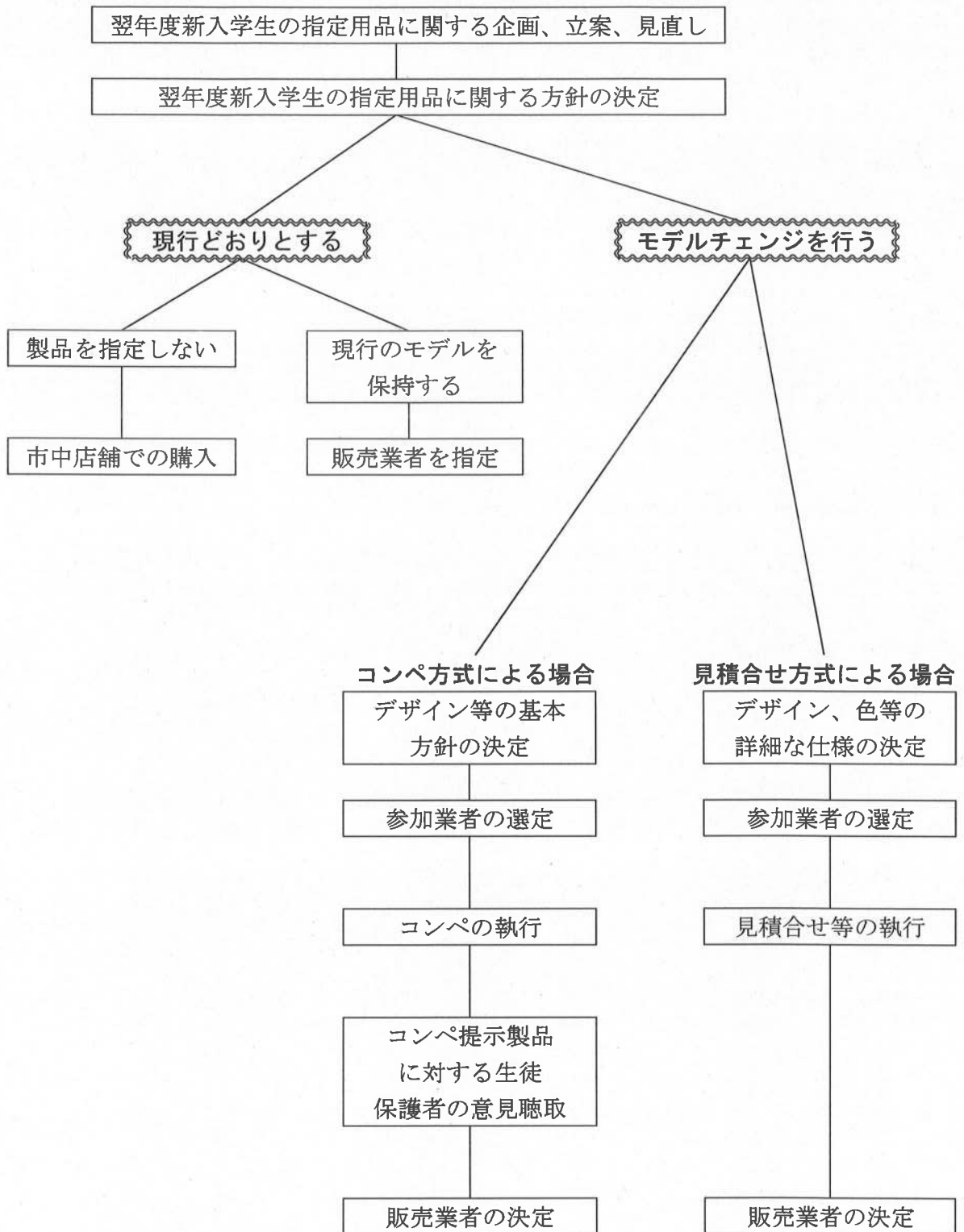
- ア デザイン、色等の基本方針の決定
 - ・制服検討委員会等において、生徒、保護者からの意見聴取等
 - 作成文書
 - ・制服仕様書
- イ コンペ参加業者の決定
 - 作成文書
 - ・コンペ条件等決定書（販売業者決定方法、納期、納入場所、指定の年数、アフターケア等）
 - ・参加販売業者選定書（選定理由記載）
- ウ コンペの執行
 - ・複数の販売業者から、基本方針に基づくモデル及び見積書等の提案
 - ※大分県暴力団排除条例にかかる誓約書の提出を求めること。
- エ 生徒保護者等からの幅広い意見聴取
 - ・複数の業者から提示されたモデルについて、生徒、保護者からの幅広い意見聴取
- オ 販売業者の決定
 - 作成文書
 - ・見積価格・品質比較一覧表
 - ・販売業者決定理由書

② 見積合せを行う場合

- ア デザイン、色等の詳細な仕様の決定
 - ・学校独自で、詳細な仕様（生地、織り柄、デザイン、縫製等）の決定
 - ・生徒保護者への意見聴取
 - 作成文書
 - ・制服の仕様書（詳細なもの）
- イ 見積合せ参加業者の決定
 - 作成文書
 - ・見積条件等決定書（販売業者決定方法、納期、納入場所、指定の年数、アフターケア等）
 - ・参加業者選定書（選定理由記載）
- ウ 見積合せの執行
 - ・複数の販売業者から、仕様に基づく見積書等の提出
 - ※大分県暴力団排除条例にかかる誓約書の提出を求めること。
- エ 販売業者の決定
 - ・最低価格の見積業者1者指定、又は一定の価格以下の業者を数者指定
 - 作成文書
 - ・見積合せ進行次第
 - ・見積等結果一覧表

※上記①及び②の詳細な手順については、「5（3）販売業者を指定する場合の事務処理」を参考にしてください。

(4) 事務処理の流れ
 ※制服



7 学校指定用品に関するQ & A

Q 1 体育関係の学校指定用品に関する販売業者決定方法について、見積合せ方式とコンペ方式の二つの方法が示されていますが、学校としてはどちらを選択すればよいですか。

A 1 見積合せ方式は、最低価格の見積業者に決定する方式であり、最も競争原理にかなっており、原則としてこれによることが望ましいものと考えられます。

なお、この方式を採用する場合は、業者選定委員会において、事前に見積合せの対象となる特定の製品の選定について十分に検討することが必要です。

一方、指定する用品の種類によって、やむを得ずコンペ方式を採用する場合には、価格以外の要素も販売業者決定の要件となるため、決定に当たっての基準を客観的で明確なものにすることや決定（とりわけ最低価格業者以外の業者に決定するとき）に当たっては保護者に説明できる合理的な理由付けが必要です。

Q 2 本校の女子制服のデザインは開校以来変更してなく、また、特殊な生地を素材に使用していることもあって、これまで取扱業者として市内の1業者を指定してきましたが、他の制服販売業者から、来年度、本校の女子制服を取り扱いたいので見積合せに参加したいとの申し入れがありました。どのように対応したらよいでしょうか。

A 2 制服についても、他の指定用品と同様に競争原理を導入し価格の低廉化や生徒・保護者の利便性の確保に努めるべきであり、また、選定手続の公平性の観点からも、他の制服販売業者の見積合せへの参加について検討する必要があると考えられます。

具体的には、従来からのモデルを変更しないのであれば、短期間での納品など制服特有の納入条件がクリアできるとともに、現製品と同等の製品を納品できると認められる場合は、当該業者を見積合せに参加させることとなります。

販売業者の決定方法としては、6-（1）にも記載しているとおり、①最低見積業者1者を指定する方法、②保護者の利便性を考慮し、一定価格以下の業者数者を指定する方法などが考えられます。

なお、同等品かどうかの検討に当たっては、従来の特種な生地を素材として使用することが必要かどうか、色や素材の差異の許容範囲をどうするか等について、学校において十分に検討しておくことが必要です。